

社会福祉法人太和会 役員、評議員及び評議員選任

- ・解任委員の報酬等に関する規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人太和会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び交通費等について定めるものである。

(定義)

第二条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第二章 報酬等

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席)

第三条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表一により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 社会福祉法人太和会定款第26条3項「理事の決議」及び定款執行細則第10条にあたる第11条「評議員会の決議の省略」が行われた場合の役員・評議員の議案審査の報酬は別表一により支払う。

(理事の業務報酬)

第四条 理事が理事会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、別表二により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 資料等作成に伴う業務実績に対しては、作成資料一枚数につき、別表二の報酬額相当を支払う。
- 3 各施設の行事出席の場合は業務に準ずる扱いとして別表二の報酬額相当を支払う。この場合、交通費は不支給とする。
- 4 全理事の報酬総額は年間480万円以内とする。

(監事の報酬)

第五条 監事が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、別表二により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 資料等作成に伴う業務実績に対しては、作成資料一枚数につき、別表二の報酬額相当を支払う。
- 3 各施設の行事出席の場合は業務に準ずる扱いとして別表二の報酬額相当を支払う。この場合、交通費は不支給とする。
- 4 全監事の報酬総額は年間160万円以内とする。

(出張旅費)

第六条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表三により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実状を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給方法と支給形態)

第七条 支給の時期については、発生当月の月末締め翌日の5日とし、支給日が金融機関休業日の時は翌営業日とする。支給方法については、本人の指定する銀行口座に振り込むこととする。

(退任慰労金の支給)

第八条 役員及び評議員が退任したときは、その在任期間により退任慰労金を支給する。ただし、解任されたときは、退任慰労金は支給しないものとする。

- 2 役員及び評議員が死亡により退任したときは、その遺族に対して弔慰金として、退任慰労金に相当する額を支給する。
- 3 理事が評議員を兼ねていた期間の支給については一方の在任期間を算出対象とし、各々の在任期間を算出期間としない。
- 4 支給にあたっては、本人または遺族の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

(退任慰労金)

第九条 役員及び評議員に支給する退任慰労金の額は、在任期間一期につき2万円とする。ただし、在任期間が一年に満たない場合は、退任慰労金は5千円とする。

(功労金の支給)

第十条 役員及び評議員が退任したときに、理事長が任期中の功労に対して諮問し、理事会が承認した場合、功労金を支給することができる。

- 2 役員及び評議員の死亡による功労金の支給及び支給方法については、第八条2項並びに4項に準ずる。

(功労金)

第十一条 功労金の額は役職別に各々別表四の額を限度として支給する。

- 2 この功労金は、経営状態により支給しないことがある。

(適用の除外)

第十二条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第十三条 本規程を改正する必要がある場合は理事会において協議の上決定する。

附則

平成 9年 7月 1日 施行
 平成10年 4月 1日 一部改正
 平成11年 4月 1日 一部改正
 平成12年 4月 1日 一部改正
 平成14年 4月 1日 一部改正
 平成16年12月20日 役員規程を改定
 平成18年 5月20日 一部改定
 平成21年 8月 1日 一部改定
 平成22年 3月20日 一部改定
 平成23年 9月24日 一部改定

(別表一の実費弁償費並びに別表二の理事・監事の業務報酬額及び実費弁償費は平成24年4月1日から施行する。)

平成24年 5月26日 一部改正
 平成29年 4月 1日 一部改正
 平成29年12月 1日 一部改正
 令和 元年12月 1日 一部改正
 令和 2年 6月13日 一部改正

(別表一の理事会・評議員会決議の省略(議案審議)は令和2年3月1日から施行する。)

令和3年 10月 1日 一部改正

別表一 (第三条関係)

名 称	報酬日額	交通費等(実費弁償費)
理事会出席報酬等	10,000円	交通費実費
評議員会出席報酬等	10,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	交通費実費
理事会・評議員会決議の省略(議案審議)	10,000円	交通費不支給

別表二（第四条及び第五条関係）

名 称	報酬の額(1時間)	交通費等(実費弁償費)
理事の業務報酬等	3,000円/1時間	交通費実費
監事監査指導報酬等	3,000円/1時間	交通費実費
資料等作成業務報酬	2,500円/1枚	
役員行事出席報酬	5,000円/日額	交通費不支給

別表三（第六条関係）

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	15,000円	5,000円	実 費

別表四(第十一条) 関係

役 職	功労金上限額
理事長	600,000円
理事	300,000円
監事	300,000円
評議員	200,000円

役員名簿 (公開様式)

(令和5年4月1日現在)

任期 自：令和3年6月12日
至：令和4年度決算最終評議員会

役職名	氏名	担当分野	職業等	役員要件	現就任年月日	親族等特殊関係の有無	社会福祉法第36条第4項に定める欠格条項該当の有無
理事長	村上 久雄	統括兼人事財務 日常の運営統括、人事配置、財務状況把握	元郵便局長	地域	03.06.12	無	無
理事	磯崎 公子	地域子育て支援拠点強化	元園長	地域	03.06.12	無	無
理事	梅野 光博	保育教育	園長	地域福祉	03.06.12	無	無
理事	千原 創	施設運営	理事長・園長	施設長	03.06.12	無	無
理事	守谷 明夫	保育教育	社会保険労務士	施設長	03.06.12	無	無
理事	山本 法史	労務	税理士	学識	03.06.12	無	無
監事	武田 みどり	財務	元保育士	学識	03.06.12	無	無
監事	松本 幸夫	事業	元会社役員	地域福祉	03.06.12	無	無

1 「職業等」欄は、具体的に記入すること。

2 「役員要件」欄は、次の例により記入すること。(例：学識経験者→学識、地域の福祉関係者→地域福祉、地域の代表→地域、施設長→施設長、財務関係→財務、その他→他)